

●香川県告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定においてその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加
全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加える。
- 2 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。

第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。